様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年 8月27日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃあーくてっく  一般事業主の氏名又は名称 株式会社アークテック  （ふりがな）きた　はじめ  （法人の場合）代表者の氏名 喜多　一  住所　〒103-0024  東京都 中央区 日本橋小舟町３番１１号  法人番号　1020001030992  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX政策について（宣言） | | 公表日 | ①　2023年 6月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ DX政策について  　https://www.arctec.jp/declaration/dx/  　DX宣言 | | 記載内容抜粋 | ①　「私たちは、デジタルトランスフォーメーション（DX）に取り組むことで、お客様に最適なソリューションを提供するための努力を継続的に行っています。 DXには、クラウドサービスの活用、人工知能（AI）やインターネット・オブ・シングス（IoT）技術の導入、データの解析やビジネスプロセスの最適化など、多岐にわたるアプローチが必要となります。  また、DXによる成果を最大化するために、セキュリティやプライバシーに配慮した上で、常に最新のテクノロジーを導入し、品質に対する取り組みを継続的に実施しています。   私たちは、DXを通じて、お客様と共に成長し、より良い未来を共に実現することを目指しています。」 この目標を達成するために、以下のことを行います。  １．お客様と対話を重ね、タイムリーなDXニーズを把握し、使い勝手の良い優れたシステムを構築します。  ２．社内の技術者がAI、IoTなどの最新のデジタル化技術を習得するためのモチベーションと具体的なサポートを提供します。  ３．オフショア・ニアショア パートナーとの連携を強化して、企業としての対応力を高め、スピードアップを図ります。  ４．業務効率の向上を図るために、クラウド環境、グループウェア、Web会議システム等のデジタル技術を積極的に整備し、常にアップデートします。  ５．社内にワーキンググループ（WG）を設置して、組織全体でDXを推進します。具体的なシステム開発案件数を毎年把握し、PDCAサイクルを回します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　代表取締役が策定し、取締役会の承認を得て決定されている。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX政策について（宣言） | | 公表日 | ①　2023年 6月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ DX政策について  　https://www.arctec.jp/declaration/dx/  　DX推進のための方策 | | 記載内容抜粋 | ①　1.アークテックDXチャレンジ2025の推進  　「DX・ポストデジタル時代を切り裂き、豊かな未来社会を創造するイノベーターを目指す」  2.社内の業務プロセスにおけるデジタル技術活用  　◆開発手法におけるデジタル活用  　　・AIや業務支援ツールを活用した開発サイクルの各ステップの最適化、利用データの分析等を行い、継続的な改善判断や製品の新規開発、刷新に役立てる。  　　・作業状況やボトルネックをデータで可視化し、チーム内の連携強化、開発効率の向上に活用する。  　　・社内、ニアショア、オフショア開発を問わず、データを中心とした進捗管理や品質指標の共有により、品質とスピードを両立した開発を実現する。  　◆社員の労働環境、DX推進人材の育成・確保におけるデジタル活用  　　・社員の勤怠や職務内容などのデータから、働き方改革への取り組みに役立てる。  　　・実務に沿った最適な社内インフラの整備を継続的に進め、業務への負担軽減、生産性向上に繋げる。  　　・社員のスキルデータ・資格・業務履歴などのデータを管理し、最適な人材配置、キャリア形成に向け活用する。  3.お客様企業のデジタル化支援  　◆様々な業務領域におけるパッケージシステムや、ソリューションサービスの開発・販売  　　例）人間ドック・健康管理センター等を対象とした「健康診断DX」実現のための製品・ソリューションサービス推進  　　健診データ収集システムのパイオニアとして約25年以上、一貫して開発・販売を行うことで培われたノウハウを基に、お客様の「健康診断DX」実現を支援。  　　「健康診断DX」実現により、お客様の業務に以下の変革をもたらします。  　　・健診業務の迅速化/確実化  　　・人為的ミス防止、省力化、コストダウン  　　・受診者受け入れ人数の増加  　　・ホスピタリティ向上  　　・検査品質の標準化 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　代表取締役が策定し、取締役会の承認を得て決定されている。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX政策について（宣言）  　DX推進体制、DX推進のための取り組み | | 記載内容抜粋 | ①　【DX推進体制】  DX方針を実現するために、中期経営計画「アークテックDXチャレンジ2025」を推進。   中期経営計画の推進にあたり、プロジェクトを牽引すると同時に、推進状況の評価等を行う「DX推進会議」を設立。  【DX推進のための取り組み】  高度デジタル人材の育成 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX政策について（宣言）  　DX推進のための取り組み | | 記載内容抜粋 | ①　・最新技術に関する社内共有会の実施  　- 技術トレンド、業界動向について、内容を整理してディスカッションを実施する。  　- 必要なスキル・マインドを補完し、学ぶ意識の習慣化に繋げる。  ・高度デジタル人材の育成  　- 現在の従業員のスキルセットからスキルギャップの特定、カリキュラムを策定する。  　- AI・クラウド・セキュリティ領域に対応する高度デジタル人材を育成する。  ・人事評価制度におけるDXスキルの追加  　- DXスキル評価基準を策定。従業員のDXスキルの強化に繋げる。  ・AI活用による業務革新と意思決定の高度化を推進  　- AIによる業務の自動化や意思決定の高度化を進め、業務効率と付加価値を同時に向上させる。  　- AI人材の育成にも取り組み、継続的なDXを支える体制を構築する。  ・クラウドを基盤とした柔軟で持続可能な業務環境の構築  　- 業務の柔軟性・拡張性を高めるクラウド活用を推進し、生産性とセキュリティ、コストの最適化を両立する。  　 -クラウド環境を理解・運用できる実践的な人材の育成と、社内リテラシーの底上げを図る。  ・最新技術とアジャイル・DevOpsで加速するDX推進  　- 最新技術を活用し、素早く価値を提供し続ける体制を整備する。  　- 技術力向上と部門連携強化で、変化に強い組織を実現する。  ・ツール活用による業務の可視化・最適化  　- プロジェクト管理やタスク管理、テスト自動化などのツールを活用し、業務の透明性と属人化の解消、生産性向上を図る。  　- チーム間の連携を強化し、柔軟で効率的な働き方を促進することで、DX推進と社内環境づくりを同時に進める。  ・持続的DXを支える基盤整備  　- ゼロトラストやクラウドネイティブなアーキテクチャを基盤に、セキュリティと拡張性を両立したITインフラを整備する。  　- 多様な働き方を支える柔軟な業務環境を実現し、DXの持続的な基盤を構築する。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX政策について（宣言） | | 公表日 | ①　2023年 6月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ トップ ＞ DX政策について  　https://www.arctec.jp/declaration/dx/  　DX推進の達成状況の指標 | | 記載内容抜粋 | ①　・パッケージ製品・サービスのリリース件数、販売数等  ・クラウド開発環境の実施率  ・社内勉強会の実施時間 他  ・各種資格の取得率 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2023年 6月30日 | | 発信方法 | ①　DX政策について（宣言）  　当社ホームページ トップ ＞ DX政策について  　https://www.arctec.jp/declaration/dx/  　DX宣言　（代表取締役喜多一名義にて文書を開示） | | 発信内容 | ①　「私たちは、デジタルトランスフォーメーション（DX）に取り組むことで、お客様に最適なソリューションを提供するための努力を継続的に行っています。 DXには、クラウドサービスの活用、人工知能（AI）やインターネット・オブ・シングス（IoT）技術の導入、データの解析やビジネスプロセスの最適化など、多岐にわたるアプローチが必要となります。  また、DXによる成果を最大化するために、セキュリティやプライバシーに配慮した上で、常に最新のテクノロジーを導入し、品質に対する取り組みを継続的に実施しています。   私たちは、DXを通じて、お客様と共に成長し、より良い未来を共に実現することを目指しています。」 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 7月頃　～　2025年 8月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2018年 6月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。